

平成14年度普通会計決算見込

(単位：百万円)

	平成14年度 (イ)	平成13年度 (ロ)	差 引 (イ) - (ロ)
1 歳入総額 (A)	825,160	865,758	40,598
2 歳出総額 (B)	804,232	843,721	39,489
3 歳入歳出差引額(形式収支) (C = A - B)	20,928	22,037	1,109
4 翌年度へ繰越すべき財源 (D)	20,135	21,914	1,779
5 実質収支 (E = C - D)	793	123	670
6 単年度収支 (F)	670	1,230	1,900

1 決算収支

総務省の地方財政状況調査に基づく、本県の平成14年度普通会計決算見込額は、歳入総額8,252億円と前年度より406億円(4.7%)の減少、また、歳出総額は8,042億円と前年度より395億円(4.7%)の減少と、歳入歳出とも4年連続して前年度を下回りました。

この結果、歳入歳出差引額(形式収支)は、209億円の黒字となりましたが、このうち平成15年度への繰越事業の財源として201億円を充てることとなりますので、平成14年度に属すべき収入と支出の実質的な差額である実質収支は、7億93百万円の黒字となりました。

(単位：千円)

区 分	歳入額	歳出額	歳入歳出差引額 (形式収支)	翌年度繰越財源	実質収支	単年度収支
平成14年度	825,160,280	804,232,496	20,927,784	20,134,445	793,339	670,324
平成13年度	865,758,074	843,721,371	22,036,703	21,913,688	123,015	1,230,154

2 歳入決算

歳入の主なものについては以下のとおりです。

県税は、県民税利子割(82億円)、法人事業税(74億円)で前年度より大きく減少したほか、ほとんどの税目で減少したことから、県税総額では前年度より、251億円(9.4%)の大幅な減少となりました。減少率としては、これまでで最大の減少率となっています。

地方交付税は、地方財政対策による臨時財政対策債への振替等により減少(128億円、5.8%)するとともに、国庫支出金は、財政再建推進プログラムに基づく普通建設事業費削減の影響により減少(194億円、12.2%)しました。一方、県債は、普通建設事業費の減少により、通常分は減少(114億円、15.6%)したものの、県税の減収分を補う減収補てん債(98億円、皆増)及び臨時財政対策債の増加(176億円、170.8%)により、県債全体では大幅に増加(153億円増、18.2%)しました。

(単位：千円、%)

区 分	平成14年度			平成13年度		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
県税(地方消費税清算金を含む。)	243,472,528	29.5	9.4	268,593,505	31.0	0.4
地方譲与税	2,146,597	0.3	3.4	2,076,472	0.2	0.6
地方特例交付金	1,606,966	0.2	3.3	1,661,785	0.2	14.1
地方交付税	209,255,829	25.4	5.8	222,036,031	25.6	5.2
交通安全対策特別交付金	602,812	0.1	3.4	624,329	0.1	1.2
分担金・負担金	11,849,249	1.4	15.6	14,032,018	1.6	16.1
使用料・手数料	16,098,596	1.9	1.2	16,286,574	1.9	0.8
国庫支出金	139,761,708	16.9	12.2	159,210,033	18.4	1.5
財産収入	4,157,366	0.5	43.5	7,360,376	0.9	41.0
寄付金	33,520	0.0	63.3	91,355	0.0	63.6
繰入金	15,888,537	1.9	8.3	14,673,790	1.7	213.5
繰越金	22,036,703	2.7	8.6	20,289,709	2.3	7.9
諸収入	58,510,137	7.1	7.5	54,414,416	6.3	20.4
県債	99,739,732	12.1	18.2	84,407,681	9.8	2.4
計	825,160,280	100.0	4.7	865,758,074	100.0	2.4

3 歳出決算

歳出の概要について、款別（目的別）及び性質別ごとの主なものについては以下のとおりです。

（1）歳出決算款別内訳

歳出決算を款別に分類すると、最も構成比が高いのは教育費で28.0%、次いで公債費15.0%、土木費13.9%、農林水産業費9.7%の順となっています。

災害復旧費が台風6号被害への対応のため39.8%の増となりましたが、労働費で緊急地域雇用創出特別基金への積立額の減等により43.2%、農林水産業費、土木費では投資的経費の減によりそれぞれ9.7%、12.7%の減となりました。また、利子割交付金や地方消費税交付金などの減により諸支出金も20.1%となりました。

款別（目的別）

（単位：千円，%）

区 分	平成14年度			平成13年度		
	決 算 額	構 成 比	増 減 率	決 算 額	構 成 比	増 減 率
議 会 費	1,830,926	0.2	1.1	1,851,227	0.2	0.1
総 務 費	43,953,857	5.5	4.3	42,123,629	5.0	25.5
民 生 費	65,980,654	8.2	1.0	66,665,764	7.9	7.8
衛 生 費	20,237,814	2.5	3.9	19,476,218	2.3	0.9
労 働 費	6,347,618	0.8	43.2	11,180,051	1.3	59.6
農 林 水 産 業 費	78,334,274	9.7	9.7	86,733,048	10.3	20.6
商 工 費	39,205,200	4.9	0.1	39,154,114	4.6	4.5
土 木 費	111,720,787	13.9	12.7	127,925,166	15.2	3.3
警 察 費	48,683,151	6.0	2.4	47,535,123	5.6	0.5
教 育 費	225,308,936	28.0	2.0	229,945,656	27.3	0.6
災 害 復 旧 費	6,179,062	0.8	39.8	4,420,052	0.5	31.1
公 債 費	120,543,320	15.0	1.0	121,752,856	14.4	11.5
諸 支 出 金	35,906,897	4.5	20.1	44,958,467	5.4	1.1
計	804,232,496	100.0	4.7	843,721,371	100.0	2.7

(2) 歳出決算性質別内訳

義務的経費では、人件費が給与カット率の減少等により増加しましたが、扶助費で児童扶養手当事務の市への移管等により減少したほか、公債費でも低金利による利子償還金の減少により前年度を下回ったことから、義務的経費全体では0.1%の減(4億円)とわずかに減少しました。投資的経費については、財政再建推進プログラムに基づく、補助公共事業へのキャップ制度や単独公共事業へのシーリングの適用により、補助事業、単独事業とも大幅に減少しました。

その他の経費では、補助費等で国体開催負担金の皆減、利子割交付金、地方消費税交付金等が減少し、積立金では緊急地域雇用創出特別基金への積立額の減等により前年度を下回りました。

性質別

(単位:千円,%)

区 分	平成14年度			平成13年度		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
義務的経費	426,777,349	53.1	0.1	427,191,472	50.6	4.0
人件費	283,694,755	35.3	0.4	282,543,746	33.5	0.9
扶助費	22,807,900	2.8	1.8	23,230,614	2.7	7.1
公債費	120,274,694	15.0	0.9	121,417,112	14.4	11.5
投資的経費	172,754,800	21.5	10.4	192,723,720	22.8	16.1
普通建設事業費	166,575,738	20.7	11.5	188,303,668	22.3	15.7
災害復旧事業費	6,179,062	0.8	39.8	4,420,052	0.5	31.1
物件費	28,828,511	3.6	3.9	29,983,512	3.6	1.5
維持補修費	2,672,560	0.3	14.4	3,122,798	0.4	5.7
補助費等	116,418,863	14.5	10.8	130,508,851	15.5	8.1
積立金	7,629,642	0.9	22.2	9,804,967	1.2	19.7
投資及び出資金	2,965,351	0.4	3.1	2,876,544	0.3	10.1
貸付金	40,283,483	5.0	0.8	39,981,333	4.7	25.0
繰出金	5,901,937	0.7	21.6	7,528,174	0.9	113.1
計	804,232,496	100.0	4.7	843,721,371	100.0	2.7

財政指標等の年度別推移 (平成14年度～平成9年度)

財政力指数

(9)	0.54332	(10)	0.54825	(11)	0.52207	(12)	0.48363	(13)	0.45554	(14)	0.45845
-----	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------

経常収支比率

()内は、臨時財政対策債・減税補てん債・臨時税収補てん債を経常一般財源から除いた比率。

(9)	88.4	(10)	91.8	(11)	88.9	(12)	85.3	(13)	90.7	(14)	91.6
	(90.7)		(93.4)		(89.2)		(85.9)		(92.7)		(97.6)

公債費比率

(9)	15.1	(10)	15.7	(11)	16.9	(12)	17.0	(13)	19.1	(14)	16.9
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

起債制限比率

(9)	11.8	(10)	11.5	(11)	11.9	(12)	12.6	(13)	13.8	(14)	13.9
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

標準財政規模 (単位:百万円)

(9)	434,183	(10)	444,642	(11)	444,345	(12)	455,432	(13)	447,484	(14)	434,729
-----	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------

積立金現在高 (単位:百万円)

積立金現在高合計	(9)	83,042	(10)	58,585	(11)	49,912	(12)	59,338	(13)	61,676	(14)	64,585
うち財政調整4基金	(9)	43,420	(10)	30,409	(11)	16,751	(12)	26,223	(13)	27,787	(14)	30,561
標準財政規模に対する比率	(9)	0.19	(10)	0.13	(11)	0.11	(12)	0.13	(13)	0.14	(14)	0.15

地方債現在高 (単位:百万円)

地方債現在高合計	(9)	1,092,559	(10)	1,220,353	(11)	1,284,648	(12)	1,303,331	(13)	1,305,426	(14)	1,316,615
標準財政規模に対する比率	(9)	2.52	(10)	2.74	(11)	2.89	(12)	2.86	(13)	2.92	(14)	3.03

(地方債現在高合計には、NTT債を含んでいない。)

各種指標の解説

財政力指数	<p>地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の80（H15からは75）の額とされている。基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされている。財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされ、1を超える団体は地方交付税の不交付団体となる。</p> <p>（最近の全国平均値の推移）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H 9</td> <td style="text-align: center;">H 1 0</td> <td style="text-align: center;">H 1 1</td> <td style="text-align: center;">H 1 2</td> <td style="text-align: center;">H 1 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.48128</td> <td style="text-align: center;">0.48338</td> <td style="text-align: center;">0.46116</td> <td style="text-align: center;">0.42853</td> <td style="text-align: center;">0.40501</td> </tr> </table>	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	0.48128	0.48338	0.46116	0.42853	0.40501
H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3							
0.48128	0.48338	0.46116	0.42853	0.40501							
経常収支比率	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税等を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる。</p> <p>（最近の全国平均値の推移）（単純平均）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H 9</td> <td style="text-align: center;">H 1 0</td> <td style="text-align: center;">H 1 1</td> <td style="text-align: center;">H 1 2</td> <td style="text-align: center;">H 1 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">86.3(88.3)</td> <td style="text-align: center;">89.1(90.5)</td> <td style="text-align: center;">87.4(87.7)</td> <td style="text-align: center;">86.0(86.6)</td> <td style="text-align: center;">88.9(92.1)</td> </tr> </table> <p>（ ）内は、減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた場合の値</p>	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	86.3(88.3)	89.1(90.5)	87.4(87.7)	86.0(86.6)	88.9(92.1)
H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3							
86.3(88.3)	89.1(90.5)	87.4(87.7)	86.0(86.6)	88.9(92.1)							
公債費比率	<p>公債費の一般財源に占める割合を指す。</p> <p>具体的には次の算式により求める。</p> $\frac{A - (B + C)}{D - C}$ <p style="margin-left: 20px;">A：当該年度の普通会計に係る元利償還金 C：災害復旧費等に係る基準財政需要額 B：元利償還金に充てられた特定財源 D：標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額</p> <p>（最近の全国平均値の推移）（単純平均）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H 9</td> <td style="text-align: center;">H 1 0</td> <td style="text-align: center;">H 1 1</td> <td style="text-align: center;">H 1 2</td> <td style="text-align: center;">H 1 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14.6</td> <td style="text-align: center;">15.6</td> <td style="text-align: center;">17.3</td> <td style="text-align: center;">16.5</td> <td style="text-align: center;">17.0</td> </tr> </table>	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	14.6	15.6	17.3	16.5	17.0
H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3							
14.6	15.6	17.3	16.5	17.0							
起債制限比率	<p>標準財政規模に占める公債費に充当された一般財源（交付税措置分を除く）の割合。この比率が20%を超えると、一般単独事業債など一部の地方債の発行が制限される。</p> <p>具体的には次の算式により求める。</p> $\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)}$ <p style="margin-left: 20px;">A：当該年度の普通会計に係る元利償還金 C：災害復旧費等に係る基準財政需要額 B：元利償還金に充てられた特定財源 D：標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額 E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費</p> <p>（最近の全国平均値の推移）（単純平均）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H 9</td> <td style="text-align: center;">H 1 0</td> <td style="text-align: center;">H 1 1</td> <td style="text-align: center;">H 1 2</td> <td style="text-align: center;">H 1 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10.7</td> <td style="text-align: center;">11.1</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">12.6</td> </tr> </table>	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	10.7	11.1	11.7	12.2	12.6
H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3							
10.7	11.1	11.7	12.2	12.6							
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものである。地方公共団体が、実質収支において標準財政規模の5%を乗じて得た額以上の赤字を出した場合は、地方財政再建促進特別措置法を準用して、財政再建を行う場合でなければ、地方債をもって建設事業等の財源とすることができないとされている。</p>										